

第七章 各種基準

3 階建て建築物直結給水施行基準

1. 目的

この基準は受水槽式給水としている3階建て建築物を直結式給水とする場合の給水装置の設計及び施工に関して必要な事項を定め、給水サービスの向上と給水装置工事の適正な施工を図ることを目的とする。

なお、この基準に明記されていないものについては「給水装置標準工事要綱」（以下「工事要綱」という。）等によるものとする。

2. 用語の定義

この基準に用いる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 専用住宅とは、専ら居住用に共する建築物をいう。
- (2) 店舗等併用住宅とは、居住用に共する部分と店舗、事務所等の用に共する部分を併用した建築物をいう。
- (3) 共同住宅とは、専用住宅を集合した建築物をいう。

3. 適用範囲

上水道事業給水区域内の3階建て建築物で、次の条件に適合しているものに限り認めるものとする。ただし、既存の建築物は、当分の間適用を除外する。

- (1) 対象地域
最小動水圧が年間を通し、原則として 0.196MPa (2.0kgf/cm^2)を確保でき、口径 50mm 以上の配水管が布設されている地域とする。
- (2) 対象建物
 - ① 3階建て専用住宅
 - ② 店舗等併用住宅（一日最大使用水量が 10m^3 以下）とする。
 - ③ 共同住宅（一日最大使用水量が 10m^3 以下、戸数は1棟で9戸まで）とする。
 - ④ 給水管の取り出し口径は、 40mm 以下とする。
 - ⑤ 建物最上階の給水栓の高さは、原則として配水管布設道路面から 8m 以内とする。

4. 給水装置の設計

- (1) 事前協議
給水申請者は、給水装置の設計着手前に「協議書等」を事業所に提出し、3階建て建築物の協議をすること。
- (2) 設計水圧

配水管年間最小動水圧	設計水圧
0.196MPa (2.0kgf/cm^2) 以上	0.196MPa (2.0kgf/cm^2) 以上

(3) 設計水量

器具の用途別水量とその同時使用率を考慮した水量とする。

同時使用率を考慮した給水栓数

給水栓数 (栓)	同時使用水栓数 (栓)
1	1
2～6	2
7～10	3
11～15	4
16～20	5
21～30	6

5. 給水装置の構造及び施行

(1) 材料及び器具の選定

材料及び器具は、圧力損失の少ないものを使用する。

(2) 配管

① 立ち入り配管は、口径25mm以下で、かつ、器具数及び必要水圧等を考慮して、原則として各階ごとに単独配管とする。

② 2～3階の立ち上管は、建築外部または、パイプシャフト内に配管し、管の保護、支持を行い、修繕等が容易にできるものとする。

(3) 水抜栓

水抜き装置は、地下型電動水抜栓を設置する。

(4) 構造及び施工

構造及び施工は、「工事要綱」の定めによるものとする。

(5) メーター

メーター設置は、地付けで「工事要綱」の定めによるものとする。

附則

この基準は、平成12年4月1日から実施する。

受水槽設備の設置基準

1. 総 則

1.1 目 的

この基準は、受水槽設備の施工及び管理を適正かつ合理的に行うため、「給水装置工事施工基準」、「建築基準法施行令（政令第 338 号）」及び「建設省告示 597 号、1674 号」に基づき、受水槽設備の施工について定めることを目的とする。

1.2 用語の定義

受水槽設備とは、岩沼市の水道を水源とし、受水槽式給水により給水される設備をいう。

1.3 適用範囲

岩沼市の水道水を水源とし、受水槽式給水により給水される施設に適用する。

(1) 簡易専用水道

水道法第 3 条第 7 項の規定に基づく受水槽有効容量の合計が 10 m³を超えるもの。

(2) 簡易専用小水道

宮城県条例第 14 号、簡易給水施設等の規制に関する条例第 2 条第 2 項に規定する受水槽有効容量の合計が 5 m³を超え 10 m³以下のもの。

(3) 簡易な給水施設

法的に規制されない受水槽有効容量の合計が 5 m³以下のもの。

1.4 協議

受水槽式給水となる場合は、新築、増設及び改築等にかかわらず、申請は水道事業所と協議を行うものとする。

2. 受水槽

2.1 受水槽の有効容量

受水槽の有効容量は、一日計画最大使用量の 6 / 10 を有効容量として確保すること。

ただし、使用用途により、上記規定の有効容量以外とする場合は、水道事業所と協議を行うものとする。

- ① 有効容量を 6 / 10 以上とする場合は、停滞水などの支障が生じることになるので、留意する必要がある。
- ② 有効容量を 10 / 10 以上とする場合は、屋内に設置して、外気温の変動の影響を避け、塩素注入設備等を設置し、残留塩素等の水質の管理を徹底すること。
- ③ 有効容量を 10 / 10 以上の受水槽の設置は、災害活動拠点の指定を受けた、国・県等の公共機関の施設のみとし、指定避難所等は除く。

2.2 受水槽の構造

- (1) 受水槽の構造及び材質は、耐震性能等に十分な強度と耐久性を有し、水槽内の水が汚染等の影響のないもので、かつ保守点検が容易に行えるものとし、構造基準は建築基準法に基づくものとする。
- (2) 受水槽には、槽内の保守点検を容易、かつ安全に行える位置にマンホール及びステップを設け、また、ボールタップ及び水面制御の故障等による越流水を処理するためのオーバーフロー管、槽内の清掃等による水を安全に排出するための水抜き管、槽内換気のため通気管等を有効に設けること。

① ボールタップ

ボールタップは、吐水口空間を確保し、流入管には止水器具を設置する。

② マンホール

マンホールは、直径60cm以上の円が内接する大きさとし、衛生上有害なほこり、汚れた水が入らないよう周囲の面より高く（槽内面から5cm以上上がっていることを標準とする）し、密閉型で施錠が出来る構造とする。

③ オーバーフロー

オーバーフロー管の口径は、ラップ口を高水位に設け、越流能力は槽の面積余裕高及び流入量を考慮し決定する。

なお、管端部は水抜き管と同一系統、又は単独の場合とも、間接排水とするため排水管及び排水枘等とは、有効な排水口空間（オーバーフロー管の口径の2倍以上を標準とする）を設けるとともに管端開口部からほこり、その他衛生上有害なものが入らない場所とし更に防虫、防鼠のため、金具（半球タイプ）を取り付け等の措置を講じること。

④ 水抜管

水抜管は、槽底の最低部に取付けるとともに、仕切弁は、流出部側近に設け、更に口径は低水位以下の水量を考慮して決定すること。

なお、オーバーフロー管と別系統にした管端部は、オーバーフローと同様に間接排水とすること。

⑤ 通気装置

通気装置は、槽内の換気機能が有効に働き、また、ほこり、その他衛生上有害なものが入らない場所及び構造とし、管端部には、防虫網を取り付けること。

⑥ タラップ（梯子）

受水槽には、昇降に安全なタラップを設置すること。

⑦ 警報装置

受水槽には、ボールタップ等の流入装置等の故障を確認するため、高水位・低水位警報装置を設置することが望ましい。

- (3) 受水槽の流入口及び流出口の位置は、停滞水の生じないように対称的に設けること。また、受水槽容量が大きく、停滞水の恐れがある場合は、道流壁を設ける等の有効な措置を講じること。
- (4) 受水槽の天井、底、周壁は、建築物及びその他の構造物と併用しないこと。
- (5) 受水槽の底部には、槽全体の水が抜けるよう排水勾配又は排水溝を設けさらに吸い込みピットを設けるなど、槽内の清掃が容易に行えるようにすること。
- (6) 受水槽及び関連配管には、当該給水施設以外の給水管、空調関係配管及び排水管等を連絡しないこと。

2.3 受水槽の設置場所

- (1) 受水槽は、地上式、半地下式、又は床置き式とし、受水槽の底・周壁は外部から容易かつ安全に保守点検（6面管理）ができるようにし、かつ、建築物や外の構造物から60cm以上、天井からは1m以上の離隔をとり設置すること。
- (2) 受水槽を地下に設置する場合は、保守点検等の維持管理が常時安全にできるように考慮すること。
- (3) 受水槽を建築物内部に設置する場合は、受水槽上部空間に、空調機器・ボイラーポンプ等の設置及び排水管・空調関係管等の配置をしないこと。

2.4 受水槽への給水

- (1) 分水（分岐）から受水槽までの配管の施工方法は、給水装置標準工事要綱に基づき行うこと。
- (2) 受水槽への給水は、定水位弁を使用する。（口径20mmはボールタップを使用することができる。）

なお、定水位弁二次側のサイホン作用による逆流の防止や真空破壊のため、次のいずれかの対策をとること。

 - ① バキュームブレーカー内蔵型の定水位弁を使用する。
 - ② 定水位弁二次側にバキュームブレーカーを取り付ける。
- (3) 受水槽に流入する管の立ち上り管には、同口径（若しくは1段落ち）排水弁を設けること。
- (4) 定水位弁は、適切に維持管理ができる場所と高さに設置すること。
- (5) 防振継手は、定水位弁の上流側に設置すること。
- (6) 仕切弁は、防振継手の上流側に設置すること。
- (7) 受水槽が二槽式で定水位弁をそれぞれ設置する場合は、メーター口径の一段落ちの定水位弁とする。
- (8) 受水槽に給水する場合は、落とし込みとし、水槽内の水が給水管内に逆流しないように吐水口空間を確保すること。
- (9) 定水位弁から受水槽までの距離が長い場合、特に受水槽を地下や地階に設置する場合は設計時に次のことを留意すること。
 - ① パイロット管の適切な場所への自動空気抜き弁の設置の必要性についての検討すること。
 - ② パイロット管が鳥居配管になっている場合は、鳥居部分の最上部に自動空気抜き弁を設置すること。
- (10) 定水位弁の副弁（ボールタップ）交換時は、定水位弁のメーカー推奨品を使用することが望ましい。一般に市販されているボールタップを使用すると、バイブレーションやウォーターハンマーにより定水位弁が正常に作動しない場合がある。

2.4 受水槽以降の給水

- (1) 受水槽以下設備の配管についての技術基準は、建築基準法施行令（第129条の2）に規定される構造及び材質によるものとし法の基準に準拠する。
- (2) 高置水槽・中間水槽の設置高さは、給水を必要とする最上階の給水栓から5.0m以上を水槽の定水位（LWL）確保できる位置とする。
- (3) 給水栓での水圧は、高水圧にならないようにする。
- (4) ポンプ直送式の給水主管には、適切な場所に適正な口径の吸排気弁を設置する。

また、給水主管から分岐した給水管には逆止弁を設置する等の逆流防止対策を講ずることが望ましい。
- (5) 消火用水槽を設置する場合は受水槽以降に設置する。また、消火用配管は一般給水系統とは別系統とし、消火用水槽には止水弁・逆止弁・ボールタップを設置して給水する。

2.5 非常用水栓の設置

受水槽式給水には、停電時、不測の事故等及び災害等の非常時の場合にも給水の確保ができるようにメーター下流に外部水栓1個を設置すること。また、断水時に受水槽の貯留水を有効利用するため、受水槽から直接給水できる水栓1個を設置することが望ましい。

- (1) 非常用水栓の種類
「キー付き不凍給水栓（吸気弁内蔵）」を使用する。
- (2) 非常用水栓の設置位置
 - ① 非常用水栓の設置位置は、維持管理及び給水作業に支障がない受水槽近くの屋外地上を原則とする。
ただし、管理人が駐在している場合は、管理人室近くの屋外地上に設置することができる。
 - ② 非常用給水栓の設置位置は、断水時に受水槽の貯留水を有効利用するため、受水槽から直接給水できるよう、受水槽下流側の配水（給水）管から分岐し屋外地上に設置することが望ましい。また、排水管等を利用することもできる。
- (1) 非常用水栓の施工方法
メーター下流側から受水槽立ち上り管手前で分岐し、「キー付き不凍給水栓（吸気弁内蔵）」を設置する。

スプリンクラー設備

1. 住宅用スプリンクラー設備

水道の給水管に直結する住宅用スプリンクラー設備（以下、「住宅用スプリンクラー」という。）は、法第3条第9項の給水装置であり、設置する場合は施行令第5条の基準及び下記事項に留意して設計・施工すること。

1) 設置申込に当たっての確認・留意事項

- (1) 住宅用スプリンクラーを設置しようとする者は、次の事項について確実に承知していること。
 - ① 災害その他正当な理由により、一時的な断水や水圧低下等により住宅用スプリンクラーの性能が十分に発揮されない状況が生じても水道事業者には責任がないこと。
 - ② 住宅用スプリンクラーの火災時以外における作動及び火災時の水道事業者によるその責任を求めることのできない非作動並びに破損等に係る影響の責任等は、水道事業者が負わない旨を十分に了解すること。
 - ③ 住宅用スプリンクラーが設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、①及び②のような条件が付いていることを借家人等に熟知させること。
 - ④ 住宅用スプリンクラーが設置された家屋の所有者を変更するときは、上記①～③の事項について譲渡人等に熟知させること。
- (2) 住宅用スプリンクラーを設置する工事は、指定事業者がメーカー又は消防法に規定する消防設備士の指導の下に行うものとし、必要に応じ所轄消防署と打合せを行うこと。
- (3) 寒冷地等における凍結防止のための水抜時にも、正常に作動する設備であることの確認を行うこと。

2) 設計に当たっての留意事項

- (1) 分岐しようとする配水管又は既設の給水装置の給水能力の範囲内で、スプリンクラーの正常な作動に必要な水圧・水量が得られるものであること。
- (2) 配管の構造は、火災の熱により機能に支障を生じない材料で造られ、又は機能に支障を生じない措置が講じられるとともに、停滞水及び停滞空気の発生しない構造であり、かつ、衝撃防止、及び逆流防止又必要に応じ凍結防止のための措置が講じられていること。さらに、寒冷地における給水装置の凍結防止の機能を損なわない構造とし、必要に応じ凍結防止のための措置が講じられていること。
- (3) 給水装置用材料として認定された継手等を使用して、停滞水が生じない構造となっていること。
- (4) 結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れのある場合は、防露措置（結露対策）が行われていること。

3) その他

- (1) メーカー又は指定事業者は、維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示すること。
- (2) 住宅用スプリンクラーの所有者又は使用者は、当該設備を介して連結している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には、設置工事をした者に連絡し処置すること。
- (3) 前項の2-(1)の事項が満たされない場合は設置できない。
- (4) 住宅用スプリンクラー設備設置条件承諾書（様式一）を提出すること。

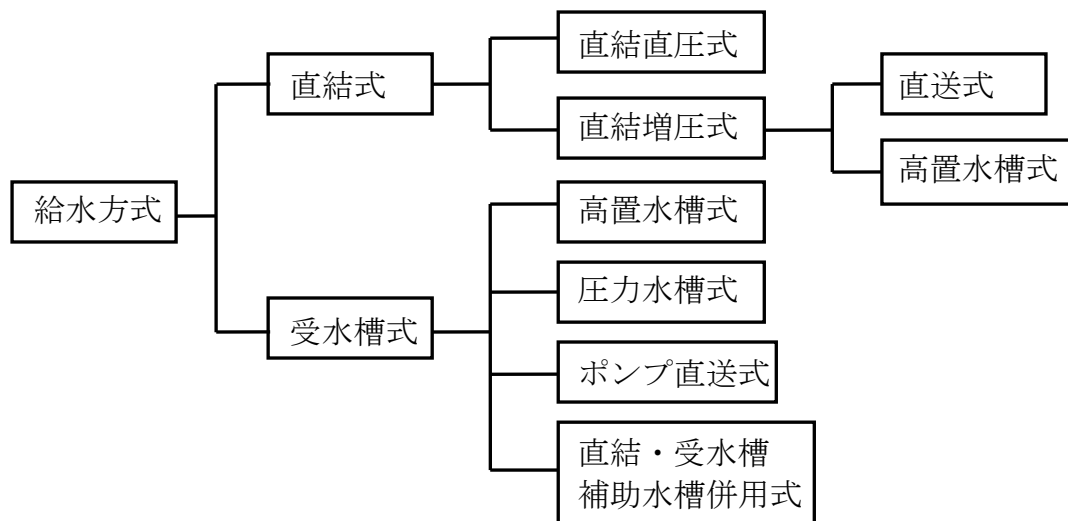
2. 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

1) 対象施設

対象となる施設は、火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入居する、消防法施行令に掲げる建築物で、延べ面積 275 m²以上 1,000 m²未満の小規模社会福祉施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設のグループホーム等）としている。

2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の給水方式

厚生労働省通達（平成 19 年 12 月 21 日健水発第 1221002 号通知）では、特定施設水道連結型スプリンクラー設備について、以下のとおり分類されている。



3) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備について、次のとおり取扱う。

(1) 直結式給水工事の対象となる給水方式

前項 2) の分類のうち、「直結直圧式」、「直結増圧式（直送式）」及び「直結・受水槽補助水槽併用式」（以下「特定直結スプリンクラー設備」という。）の工事については、直結給水式としての協議を行う。協議後は、給水装置工事の申し込みが必要である。

(2) 受水槽式給水工事の対象となる給水方式

前項 2) の分類のうち、「直結増圧式（高置水槽式）」、「圧力水槽式」及び「ポンプ直送式」については、受水槽式給水としての協議を行う。協議後は、給水装置工事の申し込みが必要である。

受水槽以下設備を使用する集合住宅に おける各戸計量徴収に関する取扱要綱

岩 沼 市 水 道 事 業 所

受水槽以下設備を使用する集合住宅に おける各戸計量徴収に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岩沼市給水条例施行規程（以下「規程」という。）に基づき、集合住宅において各戸ごとの使用水量の計量並びに水道料金及び下水道使用料の徴収（以下「各戸計量徴収」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の要件)

第2条 この要綱を適用する集合住宅は、次の各号に掲げる要件に適合したものでなければならない。

- (1) 使用目的が主として生活を営むためのものであること。
- (2) 各戸の装置がそれぞれ独立した構造であること。
- (3) 導管設備の構造、材質等については、性能基準適合品であること。
- (4) 各戸のメーターは「遠隔指示装置付水道メーター」が設置されていること。

(申請)

第3条 集合住宅の所有者（以下「所有者」という。）は、各戸計量徴収の取扱いを受けようとするときは、別に定める「申請書」（様式 1）により、岩沼市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。

(審査)

第4条 管理者は、前条による申請があったときには、その要件について審査し、必要な指示を行うことができる。

(契約)

第5条 管理者は、審査の結果要件に適合すると認めるときは、別に定める「契約書」（様式 2）により所有者と各戸計量徴収に関する契約（以下「契約」という。）を締結する。

(契約の解除)

第6条 管理者は、契約の相手方が契約の条項に違反し、勧告してもなおそれが更生されないときは、契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を生ずることがあっても管理者はその責を負わない。

(総代理人の選定等)

第7条 所有者は、次の各号の事務を行わせるため総代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。（様式 3）

- 2 使用者に名義変更等の移動があったときは、その都度管理者に届け出ること。

(導管設備の維持管理)

第8条 導管設備は、水道法（昭和 32 年 法律 177 号）第 3 条第 9 項の規定による給水装置とは異なるので、水道メーターを除く装置の維持管理及び水質の保全は、所有者の責任において行わなければならない。

(メーター装置の寄付)

第9条 所有者は、各戸に設置した遠隔指示装置付水道メーター（以下「各戸メーター」という。）伝送線及び集中検針盤を、各戸計量徴収に関する契約と同時に管理者に寄付するものとする。（様式 5）

- 2 前項の規定により寄付された各戸メーター、伝送線及び集中検針盤の維持管理は、管理者が行うものとする。

ただし、寄付された 1 年間は「瑕疵期間」とし、この間に生じた故障等は所有者が補修するものとする。

(使用者の届出)

第10条 所有者は各戸毎の使用者名簿を作成し、各戸計量徴収の申請と同時に管理者へ届け出るものとする。(様式 4-1・4-2)

(計量及び料金徴収方法)

第11条 管理者は、各戸メーターの計量を行い、各使用者の水道料金等は各戸メーターの指示水量により算定するものとする。

2 水道料金等の徴収方法は、口座振替扱いとする。

(未納に対する措置)

第12条 管理者は、水道料金等が納入期限までに納入されない場合は、次に定める各号の措置をとるものとする。

- (1) 使用者に水道料金等の支払いについて督促をする。
- (2) 前号の督促にもかかわらず納入されないときは、使用者に給水の停止する旨の通知をする。
- (3) 前号の通知後なお期限まで納入がないときは、当該使用者に対し給水を停止することが出来る。

(届出の義務)

第13条 所有者は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 所有者に変更があったとき。
- (2) 総代人に変更があったとき。
- (3) 導管設備の増設、改造または撤去のための工事をするとき。

(実施細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

受水槽以下設備おける地下水・水道水の
混合使用（専用水道）対応基準

岩 沼 市 水 道 事 業 所

○岩沼市受水槽以下設備における地下水・水道水の混合使用対応基準

平成 27 年 9 月 25 日 管理者決裁

地下水を膜ろ過システム等により、混合処理した水を受水槽に流入させて、水道水と混合して給水する方式（以下「地下水混合給水方式」という）については、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1（指導の目的、主旨）

水道事業者は、配水管の分岐箇所から受水槽への吐口まで(給水装置)を所管し、その間における適正な水質保持等について責務がある。

そのため、地下水混合給水方式の導入により配水管への逆流が生じたこと等、「給水装置の構造及び材質の基準」（水道法施行令第 5 条）に適合しているか否かについて確認し、不適切な場合は是正指導等を行うものである。

- (1) 給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比べて著しく過大又は過小でないこと。
なお、給水管の口径は、新基準 JIS 水道メーター流量表の適正使用流量範囲も考慮して決定すること。
- (2) 赤水が生じる、又は残留塩素の確保ができない水道水の使用流量で受水槽への流入は避けること。
- (3) 受水槽に貯留した混合水が配水管等に逆流しない措置が確実に講じられていること。

2（具体的対応）

(1) 水道計画使用水量の決定

給水管口径毎の地下水混合給水方式における水道水使用流量の下限值は、水道メーターの 1 日あたり使用量の下限値の 20%とし、当該給水管の状況（老朽度、延長等）並びに配水管及び周辺の給水状況を考慮のうえ、申請者との協議により、水道計画使用量を決定する。

(2) 給水装置の改造

- ① 水道計画使用水量を下回って受水槽へ流入させる場合は、減径改造を行うこと。
- ② 地下水の枯渇、水質悪化等により水道水を増量する可能性がある時、又は水道水の増量が必要な事態が発生した時は、給水装置の改造を指示することがある。

(3) 「地下水利用に伴う受水槽以下の給水設備 新設・変更届」（様式第 1 号）

(4) 「地下水利用に伴う誓約書」（様式第 2 号）

地下水混合給水方式における使用流量の下限值

(単位：m³/日)

給水管 口径 (mm)	水道メーターの 1日当りの 使用量下限値(A)	地下水混合給水方式における 水道水の使用水量下限値 【下限値 (A)】の20%	水道メーターの 1日当りの 使用量上限値
25	12	2.4	18
40	18	3.6	44
50	44	8.8	140
75	140	28.0	390
100	390	78.0	620
150	620	124	4000

《参考》 水道法

(給水装置の構造及び材質)

第十六条 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

水道法施行令

(給水装置の構造及び材質の基準)

第五条 法第十六条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

(様式第 1 号)

平成 年 月 日

(あて先)
岩沼市水道事業管理者

住 所
届出者(設置者)
氏 名 印
電話番号

地下水利用に伴う受水槽以下の給水設備 (新設・改造) 届

地下水を飲料水等に処理した水を受水槽に流入し、水道水と混合して使用する工事を計画しています。つきましては、関係図面を添付し提出しますので承知願います。

検針区	お客様番号		水栓番号	
設置場所				
既設受水槽	容量	m ³	基	設置年 平成 年 月
地下式処理方法【概要】				
システム製造業者名				
逆流防止装置				
水道使用水量(現行)	m ³ /月			
水道計画使用水量	m ³ /月	処理水 利用水量	m ³ /月	
工事期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
稼働予定日	平成 年 月 日			
添付書類	<input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 配水配管図 <input type="checkbox"/> 地下水処理システム仕様書、図面 ・各 2 部提出すること。			
備 考				

誓約書

平成 年 月 日

(あて先)
岩沼市水道事業管理者

給水契約者	住 所 氏 名 電話番号	印
-------	--------------------	---

今般、地下水を膜ろ過システム等により浄水処理した水を受水槽に流入させて、水道水と混合して給水する方式（以下「地下水混合給水方式」という）を導入するにあたり、下記のことについて誓約いたします。

記

- 1 受水槽に貯留した地下水と水道水の混合水が配水管等に逆流することのないように当方で措置を講じます。
- 2 水道計画使用水量は、貴水道事業所と協議のうえ決定します。
- 3 次のいずれかに該当するときは、貴水道事業所の指示に従って給水装置を減径又は増径改造する等の措置を講じます。
 - (1) 水道計画使用水量を下回って受水槽へ流入させるとき。
 - (2) 地下水の枯渇や水質悪化等により、地下水の使用をやめるとき、又は水道水を増量するとき。
- 4 地下水混合給水方式導入にあたり、下水道使用料の調定に変更が生じるため、貴水道事業所と協議し、その指示に従います。
- 5 地下水混合給水方式導入により生じる問題等は、すべて当方で対処するものとし、貴水道事業所には一切迷惑をかけません。

受水槽への給水

吐水口の空間

受水槽に給水する場合は落とし込みとし、水槽内の水が給水管内に逆流しないよう吐水口空間を確保しなければならない。

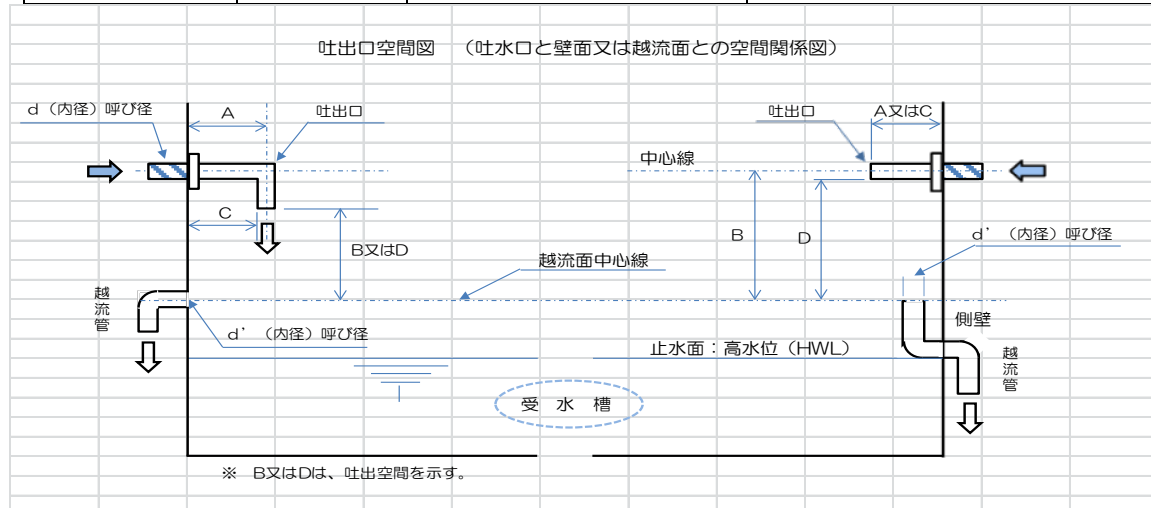
なお、流入口端とオーバーフロー管下端及び側壁との位置関係は次のとおりとする。その他の水受け容器等に給水する吐水口空間については、次表を適用する。

(1) 吐水口（流入管）の呼び径が 25mm以下のものについては、次表による。

呼び径	近接壁と吐水口中心の水平距離 (A)	越流面から吐水口までの垂直距離 (B)
13mm以下	25mm以上	25mm以上
13mmを超え 20mm以下	40mm以上	40mm以上
20mmを超え 25mm以下	50mm以上	50mm以上

(2) 吐水口（流入管）の呼び径が 25mm以下のものについては、次表による。

呼び径	壁からの離れ (C)	越流面から吐水口の最下端までの垂直距離 (D)
近接壁の影響がない場合		1.7 d' 以上+5mm以上
近接壁の影響がない場合	近接壁 1 面	3 d 以下
	の場合	3 d を超え 5 d 以下
近接壁の影響がない場合	近接壁 2 面	4 d 以下
	の場合	4 d を超え 6 d 以下
近接壁の影響がない場合	近接壁 2 面	5 d を超えるもの
	の場合	6 d を超え 7 d 以下
近接壁の影響がない場合	近接壁 2 面	7 d を超えるもの
	の場合	1.7 d' 以上+5mm以上



注 1) d : 吐水口の内径 (mm) d' : 有効開口 (オーバーフロー管) の内径 (mm)

注 2) 吐水口断面が長方形の場合は、長辺を d とする。

給水管寄付採納（受納）基準

（目的）

第1条 この基準は、岩沼市給水条例施行規程（以下「規定」という。）に基づき、布設された給水管の設置者の維持の軽減と、給水管の適正な管理に関し、必要な事項をさだめる事を目的とする。

（採納基準）

第2条 需要者が設置する給水管を寄付採納しようとするときは、下記の基準に適合する場合において、設置者の申請により、受納するものとする。

- (1) 市道認定路線及び認定外路線に埋設された給水管。
- (2) 開発行為等で市に帰属予定の道路に埋設された給水管。
- (3) 給水管口径φ50mm以上のもの。
- (4) 給水管の管種は、DIP・PE・PPとし、給水装置標準工事要項により施行埋設された給水管とする。
- (5) 市道等の官地（青線を除く）に布設された給水管で、φ50mm以下については管理者が受納を適当と認めたもの。

（申請）

第3条 給水管の設置者は、給水管寄付採納申請書に必要事項を記入し、関係者連名で、管理者に申請をするものとする。

（審査）

第4条 管理者は、申請内容を基準に適合するか審査する。

（受納）

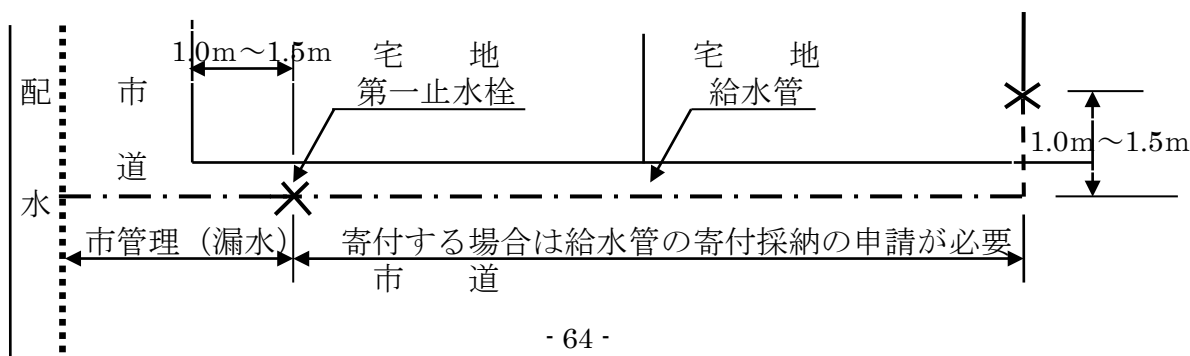
第5条 管理者は、前条の基準に適合する場合は受納する。

給水管管理区分

凡例	寄付採納		所有区分	管 理 区 分		第三者の分水	備 考
	申請	有無		漏水修理	更新・増径		
— · · · —	竣工後に市に寄付	有	市	市	市	市の判断により許可	
— · · —	必要	無	個人				
— · · · · —	不要	無	個人	個人	個人	所有者の同意が必要	
— — — — —	不要	無					

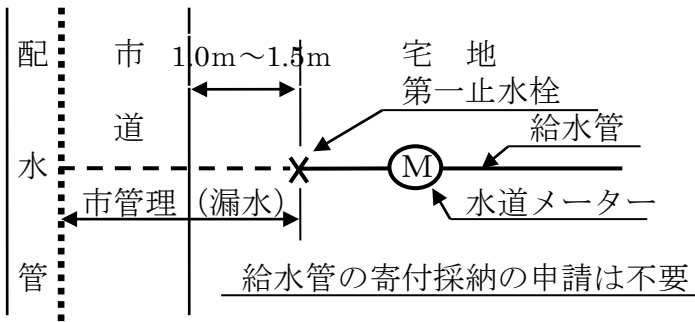
寄付採納申請参考例

例－1

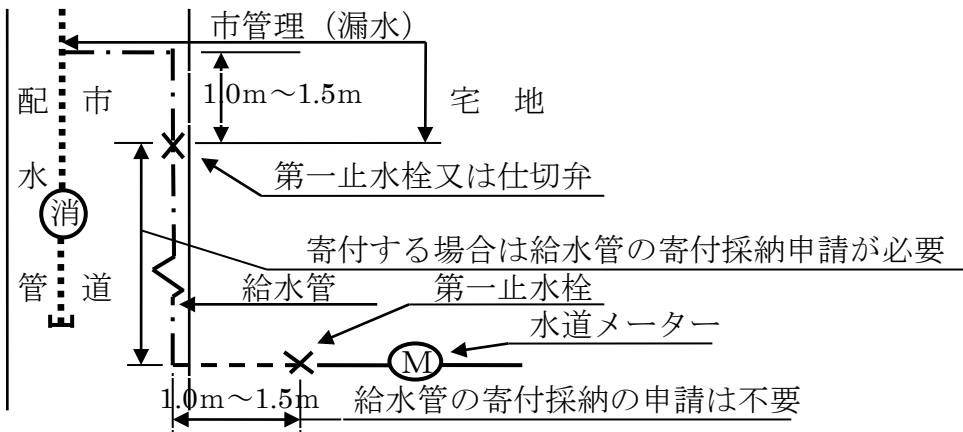


管

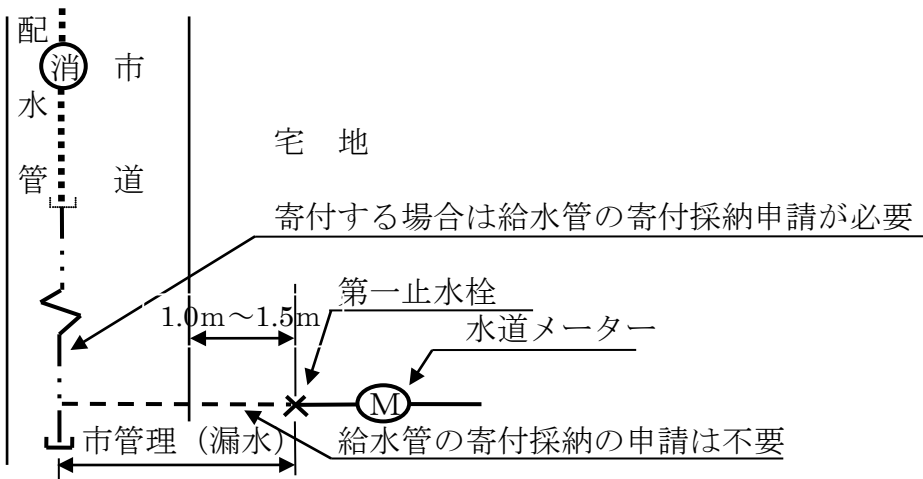
例-2



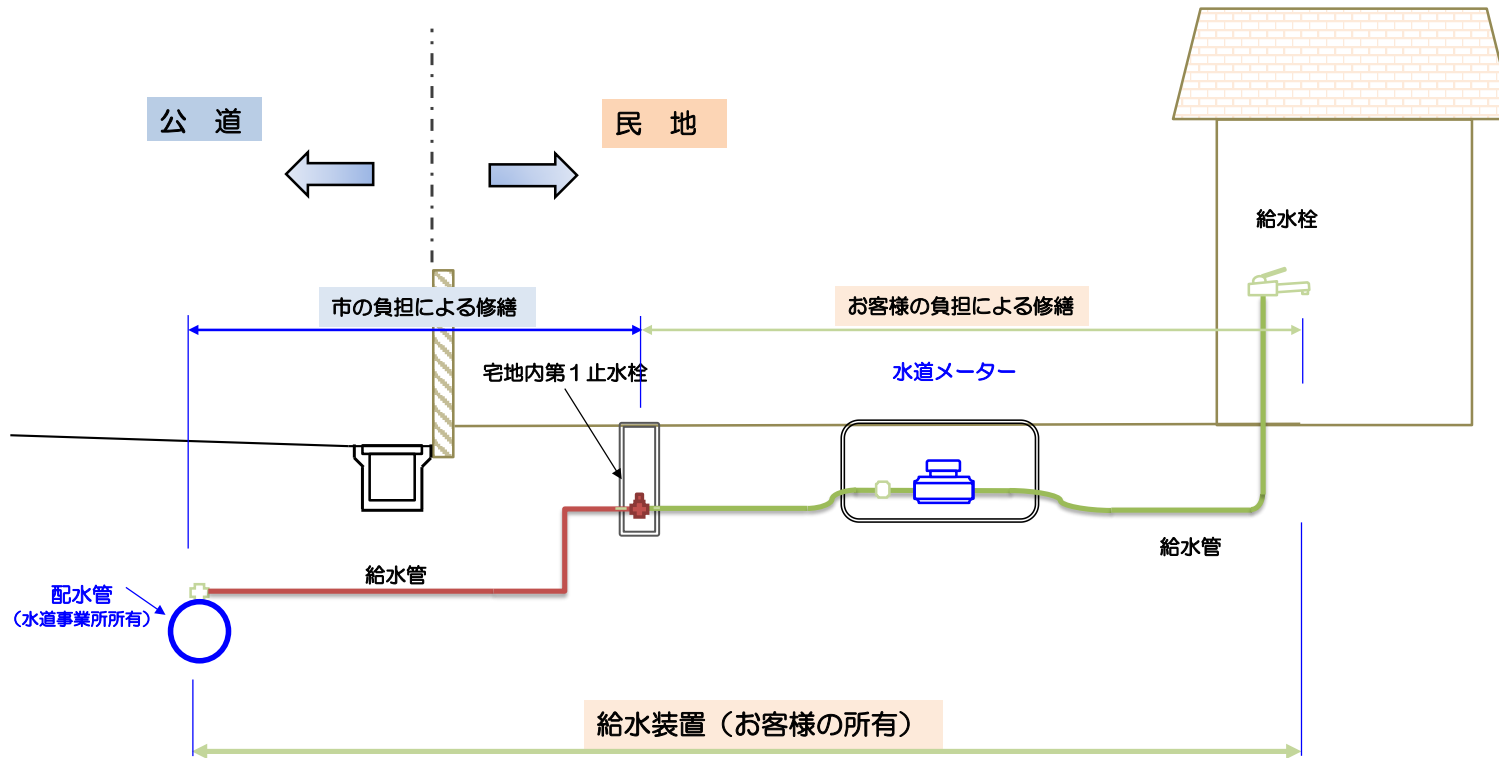
例-3



例-4



給水管の管理区分について



給水装置について

道路に埋設された配水管（市管理の水道管）から分岐して各家庭へ水道水を引き込むための給水管や、これに直結している蛇口等を給水装置といいます。

所有者は？

公道に埋設された配水管は市の所有物で、配水管から分岐した「給水装置」はお客様の所有物です。

管理区分は？

この給水装置は、お客様の所有物であり、新築・改造・修繕・撤去する場合には、お客様の費用負担となります。しかし、公道側の漏水については公衆災害に結びつくことが考えられることから早期の対応が必要であるため、市の負担で修繕を行います。

民地側の修繕はお客様の費用負担となります。

種別・口径(mm)	13	20	25	30	40	50	75	100	適用	
分岐箇所	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		
仕切弁(スリースバルブ)	0.12	0.15	0.18	0.24	0.30	0.39	0.63	0.81	JIS B2011	
止水栓	甲	0.12	0.15	0.18	0.24	0.30				甲・乙・丙はφ40まで
	乙	0.12	0.15	0.18	0.24	0.30				
	丙	0.12	0.15	0.18	0.24	0.30				
メーター	3.0	8.0	12.0	19.0	20.0	20.0	25.0	30.0	φ40以下接線流 φ50以上軸流	
逆止弁	3.0	4.0	6.0	11.0	20.0	32.0	5.7	7.6	φ40以下(リフト) φ75以上(スイング) JIS B2031	
水抜栓	3.0	4.0	5.0	8.0	11.0	15.0				
玉形弁 (ボールタップ)	4.5	6.0	7.5	8.0	11.0	15.0	24.0	37.5	玉形弁 JIS B2011 ボールタップ JISB2061	
定水位弁			9.2	11.9	13.9	17.6	26.9	35.1		
チーズ(直流)	0.18	0.24	0.27	0.36	0.45	0.60	0.90	1.20		
チーズ(分流)	0.90	1.20	1.50	1.80	2.10	3.00	4.50	6.30		
エルボ 90°	0.60	0.75	0.90	1.20	1.50	2.10	3.00	4.20		
エルボ 45°	0.36	0.45	0.54	0.72	0.90	1.20	1.80	2.40		
異径	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		

表 3-4 器具類損出水頭の直管換算表

表 4-3-2 管種別分岐材料表 (道路内)

被分岐管		分岐			
管種	口径	管口径	工事種別	分岐材料	管種
DIP PE	φ75 mm以上	φ75 mm以上	不断水	弁付き割T字管 (フランジ形)	DIP PE
		φ50 mm		弁付き割T字管 (フランジ形)	
		φ40 mm以下		サドル付分水栓	
VPR RRVP	φ75 mm以上	φ50 mm	不断水	弁付き割T字管 (フランジ形)	PP
		φ40 mm以下		サドル付分水栓	
	φ50 mm	φ30・40 mm	切取	TS チーズ	
		φ25 mm以下	不断水	サドル付分水栓	
	φ40 mm	φ25・30 mm	切取	TS チーズ	
		φ20 mm	不断水	サドル付分水栓	
φ30 mm以下	φ25 mm以下	切取	TS チーズ		
GP	φ50 mm	φ30・40 mm	切取	GP用LA チーズ	PP
		φ25 mm以下	不断水	サドル付分水栓	
	φ40 mm	φ25・30 mm	切取	GP用LA チーズ	
		φ20 mm	不断水	サドル付分水栓	
φ30 mm以下	φ25 mm以下	切取	GP用LA チーズ		
PP	φ50 mm	φ30・40 mm	切取	PP用チーズ	PP
		φ25 mm以下	不断水	サドル付分水栓	
	φ40 mm	φ25・30 mm	切取	PP用チーズ	
		φ20 mm	不断水	サドル付分水栓	
	φ30 mm以下	φ25 mm以下	切取	PP用チーズ	
SSP	φ50 mm以下	φ40 mm以下	切取	SSP用チーズ	C S S T